

令和5年12月中土佐町議会定例会（第1回臨時会議）会議録（第1号）

招集年月日	令和 6年 2月 8日		
招集の場所	中土佐町議会議場		
開 会	令和 6年 2月 8日 午前10時00分宣告		
開 議	令和 6年 2月 8日 午前10時07分		
出席議員	1番 窪田 和教 4番 高橋 雄造 7番 下元 道夫 10番 佐竹 敏彦	2番 岡 伊三男 5番 金子 裕之 8番 山本 建生 11番 福永 守恭	3番 下元 良之 6番 濱田 和昭 9番 中野 大地 12番 中城 重則
欠席議員	なし		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 池田 洋光 教育長 岡村 光幸 総務課長 平田 政人 まちづくり課長 今橋 順子 農林水産課長 山崎 正明 市民環境課長 黒岩 陽介 税務課長 小松 賢介	副町長 三本 重幸 教育次長 多田 昭介 地域振興課長 下元 満 建設課長 心得 窪田 広明 健康福祉課長 辻本加生里 会計管理者 岡村 香奈	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 下元 史温 書記 小松 舞		
町長提出議案の題目	別紙のとおり		
議員提出議案の題目	なし		
委員会提出議案の題目	なし		
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 7番 下元 道夫 議員 8番 山本 建生 議員		

## 令和5年12月中土佐町議会定例会（第1回臨時会議）議事日程（第1号）

令和 6年 2月 8日 午前10時07分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第 1号 中土佐町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第 2号 中土佐町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第 3号 中土佐町農業集落排水事業の設置等に関する条例について

日程第5 議案第 4号 令和5年度中土佐町一般会計補正予算（第6号）について

日程第6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について（山岡甕男氏）

日程第7 同意第 2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について（川村靖仁氏）

日程第8 同意第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について（正岡淳一氏）

## 令和5年12月中土佐町議会定例会（第1回臨時会議）（第1号）追加議事日程 (第1号の追加1)

日程第1 議長辞職の件

日程第2 議長の選挙

## (第1号の追加2)

日程第1 副議長辞職の件

日程第2 副議長の選挙

日程第3 議席の一部変更

日程第4 常任委員の選任

日程第5 議会運営委員の選任

日程第6 高幡東部清掃組合議会議員の選任

## 令和5年12月中土佐町議会定例会（第1回臨時会議）の経過

令和6年2月8日（午前10時開議）

議長（中城重則議長）

本日2月8日は休会の日ですが、議事の都合によりまして、令和5年12月中土佐町議会定例会を再開し、ただいまから、令和5年12月中土佐町議会定例会第1回臨時会議を開会します。

（午前10時07分）

議長（中城重則議長）

これから、本日の会議を開きます。

議長（中城重則議長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長（中城重則議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、下元道夫議員、8番、山本建生議員を指名いたします。

議長（中城重則議長）

日程第2、議案第1号、中土佐町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、議案ごとに提案理由の御説明をいたします。

まず、議案第1号、中土佐町手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴いまして、戸籍法の一部改正の規定を踏まえ、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに定めるなど、所要の改正を加えるものでございます。

以上でございます。

議長（中城重則議長）

これで議案第1号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

佐竹議員。

10番（佐竹敏彦議員）

提案理由につきましては、先ほど町長が説明されたところですが、この施行日ですが、3月1日からになっております。通常こういうのは4月1日施行というのが一般的じゃないかと思うんですが、法の中に定められたものなのかどうか。施行日についてをお尋ねをいたします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

町民環境課長。

町民環境課長（黒岩陽介課長）

施行日についてお答えします。

今回のこの条例の改正は、戸籍の広域交付なんですけれども、本籍地ではなく戸籍、または除籍の証明書を取れるようになります。それが3月1日から始まります。それに係る手数料でございますので、手数料条例も併せて施行日を3月1日にしているところでございます。

以上です。

(「終わります」の声あり)

議長（中城重則議長）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決をされました。

議長（中城重則議長）

日程第3、議案第2号、中土佐町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、議案第2号について御説明をいたします。

中土佐町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和7年3月末までに農用地の効率的かつ総合的な利用を図る地域計画を策定するため、新たに中土佐町地域計画検討会を附属機関として設置する必要がありますことから、本条例に所要の改正を加えるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（中城重則議長）

これで議案第2号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決をされました。

議長（中城重則議長）

日程第4、議案第3号、中土佐町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、議案第3号につきまして御説明をいたします。

中土佐町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてでございますが、農業集落排水事業

を公営企業会計に移行するに当たりまして、地方公営企業法に規定をいたします財務規則等を適用するため、新たに本条例を制定するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（中城重則議長）

これで議案第3号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

佐竹議員。

10番（佐竹敏彦議員）

施行規則第6条の中土佐町農業集落排水事業の設置等に関する条例のところで、数値を入れていらないんですが、この理由は何でしょうか。

議長（中城重則議長）

暫時休憩します。

（午前10時15分）

議長（中城重則議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時23分）

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

町民環境課長。

町民環境課長（黒岩陽介課長）

この条例番号と年のところが黒丸のところについては、本日の議会で決定してここは決まってくることになりますので、こういう状態になっております。

10番（佐竹敏彦議員）

分かりました。

終わります。

議長（中城重則議長）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（中城重則議長）

日程第5、議案第4号、令和5年度中土佐町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

（「議長」と举手する者あり）

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは議案第4号につきまして、御説明をいたします。

令和5年度中土佐町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ、8,515万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5,695

万円と定めるものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費 6,994万3,000円、商工費 801万2,000円、土木費 615万9,000円の増額などとなっております。歳入の主なものにつきましては、国庫支出金 5,966万6,000円、県支出金 400万円、町債 520万円の増額などとなっておりまして、これらを地方交付税 1,535万3,000円の増額により財源調整を行ったところでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（中城重則議長）

これで議案第4号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

金子議員。

5番（金子裕之議員）

すみません、ページ16ページ、物価高騰対策プレミアム付商品券事業の委託料と負担金について、お伺いをいたします。

この事業につきましては、2月1日に予算決算常任委員会でまちづくり課より説明を受けました。ちょっと聞き忘れた点が1点ございましたので、質問をさせていただきます。

この目的といたしまして、中土佐町民の家計負担を軽減及び町内店舗を支援するということであります。予定としまして、これを3月5日にはプロポーのほうを実施ということになっておりますが、このシステムに関しまして、今まで紙ベースの商品券、次からは電子商品券、これを2本立てでいくという説明がございました。この電子商品券のシステムは、町内の店舗でのみ使用ができる商品券であるのかどうかというところを質問したいと思いますが、よろしくお願いします。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（今橋順子課長）

お答えさせていただきます。

予定しております物価高騰対策商品券事業につきましては、町内で店舗を構えられている事業者の方に事業への御協力、参加、登録いただいた店舗での使用ということになりますので、町内の店舗のみということを予定しております。

以上です。

5番（金子裕之議員）

終わります。

議長（中城重則議長）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」と挙手する者あり）

議長（中城重則議長）

佐竹議員。

10番（佐竹敏彦議員）

2つの予算についてお伺いをいたします。

1点目は、先ほど金子議員も質問がありました、16ページの低所得者対策等の補助金についてですが、この対象者、改めて確認をいたします。どういう方が対象になるかお伺いをいたします。説明では、町民全体ということでしたが。

議長（中城重則議長）

暫時休憩します。

（午前10時28分）

議長（中城重則議長）

正場に復します。

（午前10時29分）

議長（中城重則議長）

佐竹議員より先ほどの質問の趣旨の訂正があるようですので、許します。

10番（佐竹敏彦議員）

すみません。質問の趣旨がちょっと不十分でしたので、改めて直します。

物価高騰等のプレミアム事業券についてこの対象者について、改めて確認ですが、全世帯ということでおろしいですね。

2点目です。

22ページですが、中土佐町の食品加工継続支援事業についてお伺いします。

これも2月1日の予算決算常任委員会で説明を受けたところですが、生産、販売の対象者を募って説明するということでしたけれども、生産、販売の予定者は何人おいでるか、お伺いいたします。

ちまたでは、漬物を作ってはいかんというふうな声が多々上がってきております。作ってはいかんのじゃなくして、販売に関しては届けをしてやりなさいということなんですが、誤解が生じている可能性がありますので、きちんと対応ができるか、おふくろの味、田舎の食文化ですが、きちんと伝統を守っていけるような対応がなされているのかどうなのか、併せてお伺いをいたします。

以上、2点についてお伺いいたします。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（今橋順子課長）

まず、1点目の御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

16ページの物価高騰対策プレミアム付商品券事業についてでございますが、対象者は町内住民票のある方ということで、先ほど質問の前段のほうで、低所得世帯等の御発言もあったかと思うんですけれども、この国より交付されております重点支援地方交付金につきましては、大きく2つに分かれております、低所得世帯支援枠と推奨事業メニュー枠となってございます。

今回のこの商品券事業につきましては、推奨事業メニューの中で消費下支え等を通じた生活者支援ということで、町民全体の方に、希望する方にプレミアム付商品券を御購入いただき、生活支援を行っていきたいというふうに考えております。

もう一点の御質問ですけれども、22ページの食品加工継続支援補助金でございます。こちらについては、議員も言われたとおり、2月6日に町内の事業者向けに説明会を開いたところでございます。10名ほどの事業者の方が御参加をいただきました。その中で、実際に施設等の改修等を行っていくかどうか検討していきたいという方は、数名にとどまるわけですけれども、どちらかというと、今回の許可の範囲でない方々の説明会のほうには参加をしていらっしゃって、届出のみで済む方、例えばお茶の加工であったりとか、ひがしやまであったりとか、そういった業者については、届出のみということで、今回の許可という新たな6業種には含まれない方々も参加をしておりましたので、該当する事業者の方については検討していきたいという方がおおむねいらっしゃったわけですけれども、一方では残念ながらもう販売等はなかなか難しいという発言をされた事業者の方もいらっしゃいました。

あくまでもこれは製造、販売をする方について、継続して販売をしていただくための支援でございます。御自身の家庭での消費であったり、そういった販売を伴わない製造について、それを規制するものではございませんので、家庭消費とか、そういった方については引き続いて販売を伴わないことは継続し、地域の味というものは残されていってほしいと思いますし、それを販売することについては町といたしましても、県としても、継続する後押し、支援をしていくという趣旨の事業でございますので、広く対象する方には重ねて御案内等をしていきたいと考えております。

以上です。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

佐竹議員。

10番（佐竹敏彦議員）

この6月から猶予期間がなくなって、改めて届出ということですが、もともとの発端が平成2

4年、札幌での施設で、業者がハクサイの浅漬けを配ったところ〇157で食中毒が発生して、7名が亡くなったということで、平成30年だったと思うんですが、改正をされたと、猶予期間があつて、この6月からもう施行ということですが、この発酵食品が食中毒を起こしたというのは、今まで聞いたことがなかつたと思うんですが、若干それをすり替えて、国際標準の食品衛生でやつていかなかぬと。

そういう中で、ちまたで先ほど言ったように、作つてはいかんという声が一部に出てきておるのも事実です。作つてはいかんじやなくて、販売については届出をしなさいということですが、作つてはいかんという田舎の声があるということに関して、きちんと作つて、おふくろの味、田舎の漬物文化を守り、そして、大根、ハクサイ等の農業を守りましょうということをきちんと伝えていく必要がありはしないかなと思うところで、なお、広報等で改めてそういう懸念に関して払拭するような、手だては今回併せていただけないものなのか、どうなのかお伺いをいたします。

(「議長」と举手する者あり)

議長（中城重則議長）

まちづくり課長。

まちづくり課長（今橋順子課長）

議員の御意見といたしましては、作つてもいいんだと、そのことについて広く周知する必要があるのではないかという御意見だと思いますけれども、そのように理解をされている方も一部においてはいらっしゃるのかなとも思います。御自宅で作つて、それが大量であれば消費しない分については売つていきたいというのは、それは当たり前に考えられるところだと思いますけれども、そこが連動してしまって、一緒に懸念材料となっているのかなというふうに思うんですけれども、機会において、広報等で今回の経過措置が終わつたことで新たな制度が始まつているということで、周知を図つていくことは考えていきたいと思います。

いずれにいたしましても、きっかけはそういう残念な死亡事故が起つたということで、もちろんその製造業者の方については、もう倒産もし、非常に残念な結果となつてゐるということで、そういう重大な事故が起つてからでは、やはり手遅れなわけで、皆さん誰も悪意を持つてやつてゐるわけではなく、あくまでも衛生管理が不十分な結果、そういう残念なことが起つた。それを未然に防ぐ衛生管理を整えていくということですので、安心して消費していただく、販売もしていただくということについて、広く理解を促していきたいと思いますので、議員のほうにも御指導よろしくお願ひいたします。

10番（佐竹敏彦議員）

終わります。

議長（中城重則議長）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（中城重則議長）

日程第6、同意第1号、固定資産評価審査委員会の委員の選任について（山岡甕男氏）から日程第8、同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任について（正岡淳一氏）までを一括議題とし、提案理由の説明、質疑、討論、採決までを一括して行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6、同意第1号から日程第8、同意第3号までを一括議題とし、提案理由の説明、質疑、討論、採決までを一括して行うことになりました。

提出者の提案理由の説明を求めます。

(「議長」と挙手する者あり)

議長（中城重則議長）

町長。

町長（池田洋光町長）

それでは、同意案件につきまして、御説明をいたします。

まず同意第1号であります、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございますが、第1号は、令和3年2月13日からの現任期で委員を務めていたとしております山岡甕男氏が、令和6年2月12日をもって任期満了となります。本町といたしましては、引き続き委員としてお力添えを賜りたく、この同意案件になったものでございます。

次に、第2号でありますけれども、これは、新たに川村靖仁氏をお願いをするものでございます。川村氏は現住所が [REDACTED] ということになっておりますけれども、御案内のとおり同氏は本町でこの業務をされております。生年月日につきましては、[REDACTED] [REDACTED] でございます。よろしくお願ひいたします。

そして、第3号でございますが、正岡淳一氏を選任いたしたく、お願いをするものでございます。同氏につきましては、御案内のとおり、[REDACTED] にお住まいでお住まいとして、生年月日は [REDACTED] となっております。大変幅広い知識と、そして様々な人脈をお持ちでございまして、地域の住民としても大変な御指導を賜つておる方でございます。

何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

以上、3名でございますけれども、このことにつきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中城重則議長）

これで同意第1号から同意第3号までの提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（中城重則議長）

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（中城重則議長）

これから同意第1号から同意第3号までを一括して採決をします。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

議長（中城重則議長）

起立全員です。

したがって、同意第1号から同意第3号までは同意することに決定しました。

議長（中城重則議長）

ここで11時15分まで休憩します。

（午前10時45分）

副議長（福永守恭副議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

副議長（福永守恭副議長）

これより、議長に代わり職務を行います。

中城重則議長から議長の辞職願が提出をされています。

副議長（福永守恭副議長）

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1の日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（福永守恭副議長）

異議なしと認めます。

したがいまして、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1の日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

副議長（福永守恭副議長）

日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中城議員の退場を求めます。

(退場)

副議長（福永守恭副議長）

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（下元史温局長）

令和6年2月8日、中土佐町議会副議長、福永守恭様。

中土佐町議会議長、中城重則。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

副議長（福永守恭副議長）

お諮りします。

中城重則議員の議長の辞職を許可することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（福永守恭副議長）

異議なしと認めます。

したがいまして、中城重則議員の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

副議長（福永守恭副議長）

中城議員の入場を求めます。

(入場)

副議長（福永守恭副議長）

中城議員に申し上げます。

議長の辞職は許可されましたのでお知らせをいたします。

副議長（福永守恭副議長）

ただいま議長が欠けました。

副議長（福永守恭副議長）

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1の日程第2として選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長（福永守恭副議長）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1の日程第2として選挙を行うことに決定をいたしました。

副議長（福永守恭副議長）

ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時18分)

副議長（福永守恭副議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

副議長（福永守恭副議長）

追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

副議長（福永守恭副議長）

議場の出入口を閉めます。

副議長（福永守恭副議長）

ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名をいたします。会議規則第32条の規定によって、立会人に9番、中野大地議員及び10番、佐竹敏彦議員を指名をいたします。

副議長（福永守恭副議長）

投票用紙をお配りします。念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。

副議長（福永守恭副議長）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長（福永守恭副議長）

配付漏れなしと認めます。

副議長（福永守恭副議長）

投票箱を点検します。

副議長（福永守恭副議長）

投票箱異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票をお願いします。

副議長（福永守恭副議長）

投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（福永守恭副議長）

投票漏れなしと認めます。

副議長（福永守恭副議長）

これで投票を終わります。

副議長（福永守恭副議長）

開票を行います。

副議長（福永守恭副議長）

中野議員及び佐竹議員、開票の立会いをお願いします。

副議長（福永守恭副議長）

選挙の結果を報告します。

投票総数12、有効投票12票、無効投票ゼロ票でございます。

有効投票のうち、中城重則議員8票、私、福永守恭4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、中城重則議員が議長に当選をされました。

副議長（福永守恭副議長）

議場の出入口を開きます。

副議長（福永守恭副議長）

ただいま議長に当選されました中城重則議員が議場におられます。会議規則第33条の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長（福永守恭副議長）

議長に当選されました中城重則議員より、当選の受諾及び就任の挨拶をお願いをいたします。

中城重則議員。

12番（中城重則議長）

御信任をいただきましてありがとうございました。

これまでにも増して身の引き締まる思いでございます。所信表明でも申しましたように、引き

続き議長という立場で町民の皆様が何を求めているのか、真摯に耳を傾けまして、議員の皆様、そして執行部の皆様とともに町の発展のために尽くしてまいる所存でございますので、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願ひをいたします。ありがとうございました。

副議長（福永守恭副議長）

議長、議長席にお着きを願います。

議長と交代をいたします。

副議長（福永守恭副議長）

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時36分）

議長（中城重則議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後11時39分）

議長（中城重則議長）

福永守恭副議長から副議長の辞職願が提出されています。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2の日程第1とし、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第2の日程第1として議題とすることに決定をしました。

議長（中城重則議長）

日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、福永議員の退場を求める。

（退場）

議長（中城重則議長）

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（下元史温局長）

令和6年2月8日、中土佐町議会議長、中城重則様。

中土佐町議会副議長、福永守恭。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

福永守恭議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

しがたって、福永守恭議員の副議長の辞職を許可することに決定をしました。

議長（中城重則議長）

福永議員の入場を求めます。

（入場）

議長（中城重則議長）

福永議員に申し上げます。

副議長の辞職は許可されましたのでお知らせをします。

議長（中城重則議長）

ただいま副議長が欠けました。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2の日程第2として選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2の日程第2として選挙を行うことに決定をしました。

議長（中城重則議長）

ここで暫時休憩します。

（午前11時42分）

議長（中城重則議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

議長（中城重則議長）

日程第2、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議長（中城重則議長）

議場の出入口を閉めます。

議長（中城重則議長）

ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に1番、窪田和教議員及び2番、岡伊三男議員を指名します。

議長（中城重則議長）

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

議長（中城重則議長）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

配付漏れなしと認めます。

議長（中城重則議長）

投票箱を点検します。

議長（中城重則議長）

異状なしと認めます。

議長（中城重則議長）

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票願います。

議長（中城重則議長）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

投票漏れなしと認めます。

議長（中城重則議長）

これで投票を終わります。

議長（中城重則議長）

開票を行います。

議長（中城重則議長）

窪田議員及び岡議員、開票の立会いをお願いいたします。

議長（中城重則議長）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロでございます。

有効投票のうち、高橋雄造議員7票、下元道夫議員5票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

しがたって、高橋雄造議員が副議長に当選されました。

議長（中城重則議長）

議場の出入口を開きます。

議長（中城重則議長）

ただいま副議長に当選されました高橋雄造議員が議場におられます。会議規則第33条の規定によって、当選の告知をいたします。

議長（中城重則議長）

副議長に当選されました高橋雄造議員より、当選受諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

議長（中城重則議長）

高橋雄造議員。

11番（高橋雄造議員）

このたびの臨時議会におきまして、副議長に多くの御推举をいただきました。身に余る光栄と感激いたしますとともに、責任の重大さを痛感をしておるところであります。

議長を支え、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

環境対策でありますとか、少子高齢対策、災害対策など町の課題は言うまでもなく山積みいたしております。町民の安全、安心の暮らしを確保するとともに、活力ある中土佐町の実現に向け、議長と共に、また議長の代理機関としての立場をよくよく理解、認識して町議会の力を発揮できますよう、全力で頑張る思いであります。

皆さんの御指導、御協力のほどよろしくお願ひを申し上げ、就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第2の日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第2の日程第3として議題とすることに決定をしました。

議長（中城重則議長）

日程第3、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条の規定によって、議席の一部を変更します。

議長（中城重則議長）

議長の議席を12番に、副議長の議席を11番に、福永守恭議員の議席を4番に、高橋雄造議員の議席を11番にそれぞれ変更します。

ただいま決定の議席にお移り願います。

議長（中城重則議長）

ここで午後3時まで休憩します。

（午後 0時02分）

議長（中城重則議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

議長（中城重則議長）

お諮りします。

常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第2の日程第4として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第2の日程第4として議題とすることに決定をしました。

議長（中城重則議長）

日程第4、常任委員の選任を行います。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、中土佐町議会委員会条例第8条の規定により、議長において、総務教育常任委員には、1番、窪田和教議員、6番、濱田和昭議員、8番、山本建生議員、9番、中野大地議員、11番、高橋雄造議員、12番、私。

産業建設民生常任委員には、2番、岡伊三男議員、3番、下元良之議員、4番、福永守恭議員、5番、金子裕之議員、7番、下元道夫議員、10番、佐竹敏彦議員。

議会広報広聴常任委員には、1番、窪田和教議員、3番、下元良之議員、5番、金子裕之議員、6番、濱田和昭議員、8番、山本建生議員、9番、中野大地議員。

予算決算常任委員には全議員を指名します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はただいまの指名のとおり選任することに決定をしました。

議長（中城重則議長）

各常任委員会の委員長及び副委員長互選等のため、暫時休憩します。 （午後 3時02分）

議長（中城重則議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時04分）

議長（中城重則議長）

各常任委員会から、委員長及び副委員長を互選した旨の通知がありましたので、報告をします。

総務教育常任委員長、濱田和昭議員、副委員長、中野大地議員。

産業建設民生常任委員長、下元良之議員、副委員長、下元道夫議員。

議会広報広聴常任委員長、窪田和教議員、副委員長、山本建生議員。

予算決算常任委員長、佐竹敏彦議員、副委員長、金子裕之議員、以上であります。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第2の日程第5としてとして議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の選任を日程に追加し、追加日程第2の日程第5として議題とするに決定しました。

議長（中城重則議長）

追加日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条の規定によって、総務教育常任委員会、産業建設民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会及び予算決算常任委員会の委員長並びに副議長をもって指名をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

議長（中城重則議長）

議会運営委員会の委員長及び副委員長互選等のため、暫時休憩します。（午後 3時06分）

議長（中城重則議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

議長（中城重則議長）

議会運営委員会から、委員長及び副委員長を互選した旨の通知がありましたので報告します。

議会運営委員長、佐竹敏彦議員、副委員長、下元良之議員、以上であります。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

高幡東部清掃組合議会議員の選任を日程に追加し、追加日程第2の日程第6として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、高幡東部清掃組合議会議員の選任を日程に追加し、追加日程第2の日程第6として議題とすることに決定をしました。

議長（中城重則議長）

日程第6、高幡東部清掃組合議会議員の選任を行います。

本町における組合議会議員の定数は議長のほか2名です。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

本件については、議長のほかの2名を議長が指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長のほかの2名を議長において指名することに決定をしました。

議長（中城重則議長）

お諮りします。

高幡東部清掃組合議会議員の選任については、総務教育常任委員長及び産業建設民生常任委員長を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中城重則議長）

異議なしと認めます。

したがって、高幡東部清掃組合議会議員はただいま指名しましたとおり選任することに決定をしました。

議長（中城重則議長）

以上で本日の日程は全部終了しました。

議長（中城重則議長）

本日はこれで散会します。

（午後 3時11分）